



平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会社名 都 築 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 江森 勲
(コード番号 8157 東証第二部)
問合せ先 執行役員
経営企画室長 平井 俊弘
(電話番号 03-6833-7777)

第三者割当による自己株式処分並びに主要株主である筆頭株主の異動
及びその他の関係会社となる主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 27 日の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件自己株式処分」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせ致します。

また、本件自己株式処分により、当社の主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社となる主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせ致します。

I. 第三者割当による自己株式処分

1. 処分要領

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 11 月 24 日
(2) 処 分 株 式 数	普通株式 2, 200, 000 株
(3) 処 分 価 額	1 株 966 円
(4) 資 金 調 達 の 額	2, 125, 200, 000 円
(5) 募集又は処分方法 (処分予定先)	第三者割当の方法による (株式会社麻生)
(6) そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することを条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、トータルソリューション・プロバイダーとしてソリューションとサービスを基軸に ICT^{*1} 事業のノウハウや豊富な業務経験をもとに、コンサルティングから設計、開発・施工、運用・サポートまで一貫した最適なソリューションをグローバルにご提供し、お客さまの企業価値向上の実現に貢献しております。

株式会社麻生（以下、「麻生」といいます。）は、明治 5 年に創業者である麻生 太吉が目尾御用炭山を採掘、石炭産業に着手したことにより、麻生商店を先駆けとして創業し、時代と共に様々な分野に事業領域を拡大して参りました。現在では、グループ 76 社を傘下に持つ企業グループとして、セメント及び生コンクリート製造販売事業、民間病院（飯塚病院）を核とした健康・医療・福祉関連事業、総合専門学校を中心とする教育人材関連事業、人材派遣関連事業、コンピュータ・ソフト開発関連事業、建設・商社関連事業、地域開発関連事業、環境関連事業等、幅広い分野に事業展開しております。

当社は中長期的な事業方針として、成長新分野新領域への挑戦を掲げ、様々な社会課題の解決に資する事業領域に取り組んでおります。この成長新分野新領域で勝ち残っていくた

めには、新しい製品、サービス、パートナーシップ、ビジネスモデルなどを創造し、新たな価値を創出していく必要があります。当社と麻生グループは平成 29 年 1 月 5 日開示の通り、資本業務提携契約を締結致しました。両社は麻生グループが有する医療・介護関連等の事業ノウハウ及び顧客基盤、並びに当社が有する ICT 技術、医療事業者向けの商品ラインナップ及び全国規模の営業拠点網を掛け合わせ、更なる事業展開並びに両社の企業価値向上を目指し、デジタルトランスフォーメーション (DX) ^{*2}を基本コンセプトに掲げ、定期的に分科会を設け、協業体制の構築を図っております。

また、当社は平成 29 年 5 月 12 日に開示した中期経営計画 (平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月)において、1) コアビジネスの収益性向上、2) 成長新分野新領域への挑戦、3) 健康経営の実践を基本方針及び重点施策とし、本中期経営計画期間を収益構造の転換期と位置付けております。その中で、当社は新たな事業機会の創出を目指しております。今後、麻生グループの医療・福祉・介護分野における顧客基盤・サービスと当社の ICT 商材を活用して双方のお客様向けに共同提案やクロスセルを行うことによって事業展開をさらに進めていくことを両社で共有しており、また、麻生グループの業務オペレーションの知見がある自治体や文教分野においても当社の商材を活用することで協業範囲を拡大できるとの判断に至りました。

ICT 関連サービス業界は市場環境の変化のスピードが非常に早く、当社は競争環境の変化に対応し得る体制の構築が急務であると考えております。当社が麻生グループとの協業を通じて新たに創出される事業機会を活かし、より企業価値を高めるためには、資本的な結びつきをより強固なものにする必要があるとの結論に至りました。

また、本件自己株式処分による調達資金は当社運転資金として借り入れた借入金の返済に充当することと致しました。

なお、後記「6. 処分予定先の選定理由等 (3) 処分予定先の保有方針」に記載のとおり、麻生は本件自己株式処分により取得する株式を中長期的なパートナーシップの構築に向け長期的に保有する方針であることを確認しており、本件自己株式処分による株式は株式市場へ流出しないと考えられるため、本件自己株式処分による流通市場への影響は軽微であると考えております。

^{*1}ICT (Information and Communication Technology) とは、情報・通信に関連する技術一般の総称です。

^{*2}デジタルトランスフォーメーション (DX) : 「ICT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念です。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	2,125,200,000 円
② 本件自己株式処分に要する諸費用の概算額	600,000 円
③ 差引手取概算額	2,124,600,000 円

(注 1) 本件自己株式処分に要する諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

本件自己株式処分に要する諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用及び調査費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

投資対象項目	予定金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金として借り入れた借入金の返済	2,124	平成 29 年 12 月

(注 1) 具体的な支出実行時期が到来するまでは、当社銀行口座にて管理する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件自己株式処分による資金調達のための目的及び理由は、前記「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおりであり、これにより強固な事業基盤の構築及び財務体質の強化に寄与すると共に株式価値の向上に資するものと判断しております。

したがって、資金使途には十分な合理性があるものと判断しております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本件自己株式処分においては、当社の業績動向、今回処分される株式数、昨今の株式市場の動向等を踏まえつつ、一般株主の利益を最大限尊重するため、払込金額につきましては、当社の直近の株価動向を適切に反映していると考えられる本件自己株式処分に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成29年10月26日）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値である966円と致しました。

なお、当該払込金額は、直前営業日からの1か月間（平成29年9月27日から平成29年10月26日まで）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値の単純平均値（円未満切捨て。以下、終値の平均値の計算において同じとします。）である1,040円に対しては7.12%のディスカウント（小数点第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの計算において同じとします。）、同直前3ヶ月間（平成29年7月27日から平成29年10月26日まで）の終値の平均値である901円に対しては7.21%のプレミアム、同直前6ヶ月間（平成29年4月27日から平成29年10月26日まで）の終値の平均値である797円に対しては21.20%のプレミアムであります。

当社は、直前営業日終値を基準とした理由は、上記処分価額が本取締役会決議日の直前営業日並びに直前1か月間、直前3か月間及び直前6か月間の終値の平均値に0.9を乗じた額以上の価額であることから、上記処分価額が特に有利な処分価額に明らかに該当しないものと判断しております。なお、かかる考え方は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。

なお、上記払込金額につきましては、当社の監査役全員（3名、うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件自己株式処分による株式の処分数量（募集株式の総数）は2,200,000株（議決権の数22,000個）ですので、本件自己株式処分前の当社の発行済株式総数（25,677,894株）の8.57%、総議決権数の14.50%に相当し、本件自己株式処分後の当社の発行済株式総数の8.57%、総議決権数でも12.66%に相当しますので、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

前記「2. 処分の目的及び理由」に記載のとおり、本件自己株式処分により、当社と麻生との連携を更に強固なものと致します。すなわち当社の事業展開における麻生グループのネットワークや事業展開ノウハウの活用により多方面での協業を強化致します。また、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、本件自己株式処分により調達した資金により、財務体質を強化し、競争環境の変化に対応し得る体制を構築することが、中長期的な当社の企業価値の向上に資するものと判断しておりますので、本件自己株式処分による希薄化の影響に対しては、既存株主の皆様には不利益に働くことはないと考えております。

また、後記「6. 処分予定先の選定理由等 (3) 処分予定先の保有方針」に記載のとおり、麻生は、本件自己株式処分の実行により、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社である主要株主となり、安定株主として当社株式を長期保有する方針

であることから、本件自己株式処分における株式の処分数量及び本件自己株式処分による当社株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

6. 処分子定先の選定理由等

(1) 処分子定先の概要

本件自己株式処分の処分子定先である麻生の概要は、以下のとおりです。

(1) 名 称	株式会社麻生																						
(2) 所 在 地	福岡県飯塚市芳雄町7番18号																						
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 麻生巖																						
(4) 事 業 内 容	病院経営及びセメントの製造販売事業を主な内容として、セメント事業、医療関連事業、商社・流通事業、人材・教育事業、情報・ソフト事業、その他事業を展開している。																						
(5) 資 本 金	3,580 百万円																						
(6) 設 立 年 月 日	昭和41年11月																						
(7) 発 行 済 株 式 数	3,210,000 株																						
(8) 決 算 期	3月																						
(9) 従 業 員 数	(連結) 4,863 人																						
(10) 主 要 取 引 先	株式会社アトル、株式会社アステム、麻生商事株式会社、各官庁及び一般個人（来院患者）																						
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行、株式会社福岡銀行及び株式会社西日本シティ銀行																						
(12) 大株主及び持株比率 (平成29年3月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>学校法人麻生塾</td> <td>18.26%</td> </tr> <tr> <td>麻生 泰</td> <td>5.17%</td> </tr> <tr> <td>みずほ信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>4.81%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三井住友銀行</td> <td>4.05%</td> </tr> <tr> <td>株式会社福岡銀行</td> <td>4.05%</td> </tr> <tr> <td>株式会社西日本シティ銀行</td> <td>4.05%</td> </tr> <tr> <td>麻生 巖</td> <td>3.84%</td> </tr> <tr> <td>株式会社小澤</td> <td>3.27%</td> </tr> <tr> <td>麻生 健</td> <td>3.14%</td> </tr> <tr> <td>麻生興産株式会社</td> <td>3.02%</td> </tr> </table>			学校法人麻生塾	18.26%	麻生 泰	5.17%	みずほ信託銀行株式会社（信託口）	4.81%	株式会社三井住友銀行	4.05%	株式会社福岡銀行	4.05%	株式会社西日本シティ銀行	4.05%	麻生 巖	3.84%	株式会社小澤	3.27%	麻生 健	3.14%	麻生興産株式会社	3.02%
学校法人麻生塾	18.26%																						
麻生 泰	5.17%																						
みずほ信託銀行株式会社（信託口）	4.81%																						
株式会社三井住友銀行	4.05%																						
株式会社福岡銀行	4.05%																						
株式会社西日本シティ銀行	4.05%																						
麻生 巖	3.84%																						
株式会社小澤	3.27%																						
麻生 健	3.14%																						
麻生興産株式会社	3.02%																						
(13) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当該会社は当社株式2,300,000株（発行済株式総数に対する割合8.96%）を保有しております。																					
	人 的 関 係	当該会社の代表取締役社長である麻生巖氏が当社の取締役を兼任しております。																					
	取 引 関 係	当社と当該会社は平成29年1月5日付で資本業務提携契約を締結しております。																					
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の主要株主であり、当社の関連当事者に該当します。																					
(14) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態																							
決 算 期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期																				
連 結 純 資 産	31,699 百万円	33,948 百万円	39,022 百万円																				
連 結 総 資 産	170,645 百万円	175,913 百万円	213,753 百万円																				
1株当たり連結純資産額	7,272.23 円	7,884.96 円	8,731.74 円																				
連 結 売 上 高	146,516 百万円	141,760 百万円	150,381 百万円																				

連結営業利益	11,106 百万円	8,292 百万円	11,205 百万円
連結経常利益	11,339 百万円	8,880 百万円	10,857 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,751 百万円	4,003 百万円	4,752 百万円
1株当たり連結当期純利益	1,527.55 円	1,299.05 円	1,542.87 円
1株当たり配当金	25.00 円	25.00 円	25.00 円

(2) 処分予定先を選択した理由

前記「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先である麻生は、当社の戦略的パートナーとして当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。また、当社は、引続き、麻生が安定株主として当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、麻生から、割当を受ける日より2年以内に処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分予定先である麻生は、直近の有価証券報告書（平成29年3月期）に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本件自己株式処分の払込みについて特段問題ないものとしております。

(5) 処分予定先の実態

処分予定先である麻生並びに麻生の役員及び主要株主が反社会的勢力と一切関係がないことは、ホームページ等に基づき株式会社企業情報センターが調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的行為への関与の禁止」に関する取組みについて処分予定先のグループ行動基準により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(6) その他重要な契約等

当社は、処分予定先との間で、本件自己株式処分について株式総数引受契約を締結する予定です。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成29年9月30日現在）		処分後	
富士通株式会社	9.36%	株式会社麻生	18.23%
株式会社麻生	8.96%	富士通株式会社	9.73%
都築電気従業員持株会	5.01%	都築電気従業員持株会	5.21%
扶桑電通株式会社	2.98%	扶桑電通株式会社	3.10%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.31%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.40%
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.30%	株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.40%
株式会社三井住友銀行	2.30%	株式会社三井住友銀行	2.40%

HTホールディングス株式会社	0.78%	HTホールディングス株式会社	0.81%
丸三証券株式会社	0.75%	丸三証券株式会社	0.78%
三井住友信託銀行株式会社	0.74%	三井住友信託銀行株式会社	0.77%

(注1) 上記は発行済株式総数に対する所有株式の割合を記載しております。

(注2) 上記のほか処分前における当社保有の自己株式は10,473,081株(40.79%) (平成29年9月30日現在。ただし、平成29年10月1日以降の単元未満株式の買取り分、買増し分は含んでおりません。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない1,000株が含まれます。)、処分後においては6,489,481株(26.30%)となります。

(注3) また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75720口)348,700株(1.41%)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)483,400株(1.96%)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)300,200株(1.22%)は上記大株主から除いております。

(注4) 処分前(平成29年9月30日現在)の総議決権の数は、151,713個、処分後の総議決権の数は181,559個となり、主要株主の異動が生じます。詳細は後記「Ⅱ. 主要株主の異動及びその他の関係会社の異動(予定)」をご参照ください。

(注5) 処分後の大株主及び持株比率については、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(注6) 処分後の大株主及び持株比率については、本件自己株式処分と、本件自己株式処分と同日に決議致しました日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・役員報酬BIP信託口)を処分先とする第三者割当による自己株式処分(本日付プレスリリース「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。)及び自己株式の消却(本日付プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。)による結果を考慮しております。

8. 今後の見通し

本件自己株式処分が平成30年3月期に与える影響につきましては、現在のところ明確な見通しが明らかではありませんが、開示すべき事項が発生した場合には速やかに公表致します。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うことではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	105,339百万円	105,619百万円	105,149百万円
連結営業利益	1,439百万円	1,773百万円	2,142百万円
連結経常利益	1,633百万円	1,851百万円	2,240百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	466百万円	717百万円	1,321百万円
1株当たり連結当期純利益	38.40円	58.40円	101.65円
1株当たり配当金	10.0円	15.0円	18.0円
1株当たり連結純資産額	1,739.93円	1,707.31円	1,625.60円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	25,677,894株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	466円	489円	456円
高 値	525円	538円	660円
安 値	430円	415円	430円
終 値	481円	457円	638円

② 最近6か月の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	628円	642円	666円	702円	791円	879円
高 値	650円	727円	712円	828円	870円	1,025円
安 値	592円	620円	650円	698円	778円	797円
終 値	639円	668円	695円	792円	870円	941円

③ 処分決議日前営業日における株価

	平成29年10月26日
始 値	976円
高 値	993円
安 値	960円
終 値	966円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による自己株式処分

払 込 期 日	平成26年12月1日
調 達 資 金 の 額	338,720,000円
処 分 価 額	1株につき464円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	25,677,894株
当 該 募 集 に よ る 処 分 株 式 数	730,000株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	25,677,894株
処 分 先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株 ESOP 信託口）
処 分 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	運転資金に充当

処分時における支出予定時期	平成26年12月2日以降
現時点における充当状況	当初の予定どおり充当致しました。

② 第三者割当による自己株式処分

払込期日	平成29年1月24日から平成29年2月10日
調達資金の額	1,278,800,000円
処分価額	1株につき556円
募集時における発行済株式数	25,677,894株
当該募集による処分株式数	2,300,000株
募集後における発行済株式総数	25,677,894株
処分先	麻生
処分時における当初の資金使途	①コアビジネスの収益性向上に対する投資 ②成長新分野・新領域に対する投資 ③生産性、創造性の発揮等、環境整備に対する投資
処分時における支出予定時期	平成29年1月から平成31年3月
現時点における充当状況	主に①コアビジネスの収益性向上②成長新分野・新領域、生産性③創造性の発揮等、環境整備に対する投資費用として①2億7百万円②1億35百万円③3億58百万円充当。残りについては平成31年3月までを目処に上記投資に充当する予定です。

(注1) なお、当社は本日開催の取締役会において、本日付プレスリリース「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」にてお知らせしております通り、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株 ESOP 信託口・役員報酬 BIP 信託口）を処分先とする第三者割当による自己株式処分（処分株式数 783,600 株。払込期日は平成29年11月28日）及び自己株式の消却（消却する株式の数 1,000,000 株。消却予定日は平成29年11月30日）を行う旨を決議しております。

1 1. 処分要項

- | | |
|---------------|---|
| (1) 処分株式数 | 2,200,000株 |
| (2) 処分価額 | 1株につき966円 |
| (3) 処分価額の総額 | 2,125,200,000円 |
| (4) 払込期日 | 平成29年11月24日 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当の方法 |
| (6) 処分予定先 | 麻生 |
| (7) 処分後の自己株式数 | 6,489,481株
(ただし、平成29年10月1日以降の単元未満株式の買取分、買増分は含んでおりません。) |
| (8) その他 | 前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

(注1) 処分後の自己株式数については、本件自己株式処分と、本件自己株式処分と同日に決議致しました日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株 ESOP 信託口・役

員報酬 BIP 信託口) を処分先とする第三者割当による自己株式処分 (本日付プレスリリース「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。) 及び自己株式の消却 (本日付プレスリリース「自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。) による結果を考慮しております。

II. 主要株主の異動及びその他の関係会社の異動 (予定)

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 第三者割当による自己株式処分」に記載のとおり、本件自己株式処分により、当社の主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社となる主要株主の異動が発生する見込みです。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる者

本件自己株式処分により、処分予定先である麻生が主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる予定です。麻生の概要については、前記「I. 第三者割当による自己株式処分 6. 処分予定先の選定理由等 (1) 処分予定先の概要」に記載のとおりです。

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる者

(1) 名称	富士通株式会社
(2) 所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 達也
(4) 主要な事業内容	通信システム、情報処理システム及び電子デバイスの製造・販売ならびにこれらに関するサービスの提供
(5) 資本金の額	324,625 百万円

3. 異動前後における当該株主の議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 新たに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となる者

株式会社麻生

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位	属性
異動前	23,000 個 (2,300,000 株)	15.16%	第2位	主要株主
異動後	45,000 個 (4,500,000 株)	24.79%	第1位	主要株主である筆頭株主 その他の関係会社

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しなくなる者

富士通株式会社

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主 順位	属性
異動前	24,022 個 (2,402,235 株)	15.83%	第1位	主要株主である筆頭株主
異動後	24,022 個 (2,402,235 株)	13.23%	第2位	主要株主

(注1) 上記(1)(2)における異動後の総株主の議決権の数に対する割合については、本件自己株式処分と、本件自己株式処分と同日に決議致しました日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (従業員持株 ESOP 信託口・役員報酬 BIP 信託口) を処分先とする第三者割当による自己株式処分 (本日付プレスリリース「第三者割当

による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。) による結果を考慮しております。

4. 異動予定年月日

本件自己株式処分の払込金額の払込期日である平成 29 年 11 月 24 日です。

5. 今後の見通し

主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社となる主要株主の異動による当社連結業績に与える影響はございませんが、今後、開示すべき事項が発生した場合には随時お知らせ致します。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

当該異動により麻生は「開示対象となる非上場の親会社等」に該当する見込みです。

以 上